

事務連絡
令和5年4月19日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課
外務省中東アフリカ局中東第一課

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ常駐総代表部の職員等への令和5年度の新型コロナワクチン接種等について

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ常駐総代表部の職員及びその家族への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては、「台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月30日付け事務連絡）及び「台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ常駐総代表部の職員及びその家族（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」）への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年5月17日付け事務連絡）において具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、公益財団法人日本台湾交流協会（台湾日本関係協会の本邦の事務所の場合）又は外務省（駐日パレスチナ常駐総代表部の場合）からそれぞれ台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ常駐総代表部に対して、令和5年3月8日付け及び4月3日付けで、別添1～4のとおり、台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ常駐総代表部の職員の子等5歳以上11歳以下の者に対するオミクロン株対応ワクチン接種の開始及び職員等に対する令和5年度の新型コロナワクチン接種の概要について案内しましたので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、当該者の接種に係る接種券の申請があった際は、本事務連絡に基づき対応いただきますようお願いいたします。なお、接種券の申請に係る手続は、従来と同様に、事務所等の単位で接種希望者を取りまとめ、当該事務所等の所在する市区町村に申請を行うことを原則としています。

総代第9号
令和5年3月8日

駐日台北経済文化代表事務所
業務組長 殿

公益財団法人日本台湾交流協会
総務部長

貴事務所等の職員及び家族への新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種について

平素より、当協会の各種事業に御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、下記のとおり変更することとなったところ、我が国外務省及び厚生労働省からの依頼に基づき、右通知いたしますので、関係部署への周知方宜しくお願いいたします。

記

- 台湾日本関係協会の本邦の事務所（以下「貴事務所等」という。）の職員及びその家族のうち、『特定活動』の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について案内する。
- 新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した5～11歳用の新型コロナワクチン（以下「5～11歳用オミクロン株対応ワクチン」とする。）の、5歳以上12歳未満の小児を対象とした接種が3月8日より開始される。
- 今般、ファイザー社の5～11歳用オミクロン株対応ワクチンが日本にて薬事承認され、5歳以上12歳未満歳の小児が同ワクチンによる追加接種を受けられるようになった。結果として、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンでの追加接種の対象年齢が拡大した（従来は12歳以上）。
- 対象者
5歳以上12歳未満の者であって、初回接種（1回目及び2回目接種）又は追加接種（3回目接種）を終えている者が1人1回接種可能。
- 接種間隔
前回の接種から3月以上空ければ接種可能。

写送付先：外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長

(了)

総代 第12号
令和5年4月3日

駐日台北経済文化代表事務所
業務組長 殿

公益財団法人日本台湾交流協会
総務部長

貴事務所等の職員及び家族への新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種について

平素より、当協会の各種事業に御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、下記のとおり変更することとなったところ、我が国外務省及び厚生労働省からの依頼に基づき、右通知いたしますので、関係部署への周知方宜しくお願いいたします。

記

- 台湾日本関係協会の本邦の事務所（以下「貴事務所等」という。）の職員及びその家族のうち、『特定活動』の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について案内する。
- 2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更となる（「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へ）予定である。2023年5月8日以降の医療提供体制や医療費負担の変更の概要については、後日、別途公信にて通知するが、ワクチン接種については、当該変更にかかわらず、令和5年度末（2024年3月31日）まで、自己負担なしで接種が実施され、これには従来どおり貴事務所等の職員及びその家族も対象に含まれる。
- 令和5年3月7日に厚生労働省より発表された、令和5年5月以降の新型コロナワクチン接種の概要は以下のとおり（厚生労働省作成和文資料を別添。同資料の英文はなし）。
- 接種期間は令和5年春開始接種（春接種）（令和5年5月8日～8月末ごろ予定）及び令和5年秋開始接種（秋接種）（令和5年9月以降）の2期に分けられる。開始/終了の具体的期日を含む詳細は追って厚生労働省から公表される。
- 春接種（12歳以上の者）
接種対象者は、初回接種（1・2回目接種）を終了した以下の者。

- ・高齢者（65歳以上）
- ・基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者（64歳以下）
- ・重症化リスクの高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者等

○春接種（5歳から11歳の子供）

春接種の対象者は、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者である。ただし、これに該当しない者であっても、令和5年3月8日付「総代第9号」にて通知した5歳から11歳を接種対象者に含める接種（オミクロン株対応型ワクチンによる令和4年秋開始接種）が未実施のものについては、春接種期間中も、引き続き1回の接種が可能である。

○秋接種

接種対象者は、初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上の全ての者。

○生後6か月～4歳の子供

従来型ワクチンによる初回接種（1～3回目接種）が可能。

○なお、年度の切替りに際し、令和5年3月31日をもって、従来型のファイザー社ワクチンによる追加接種（3回目接種及び4回目接種）は終了する。今後、従来型ワクチンによる追加接種を希望する場合は、オミクロン株対応型ワクチンの代わりに、武田社ワクチン（ノババックス）を接種することとなる（5月7日まで）。

写送付先：外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長

(了)

新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの
小児接種に係る駐日パレスチナ常駐総代表部向け回章の概要

【本文】

- 新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した5～11 歳用の新型コロナワクチン（以下「5～11 歳用オミクロン株対応ワクチン」とする。）の、5歳以上 12 歳未満の小児を対象とした接種が3月8日より開始される。

- 今般、ファイザー社の5～11 歳用オミクロン株対応ワクチンが日本にて薬事承認され、5歳以上 12 歳未満の小児が同ワクチンによる追加接種を受けられるようになった。結果として、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンでの追加接種の対象年齢が拡大した（従来は12歳以上）。

- 対象者
5歳以上 12 歳未満の者であって、初回接種（1 回目及び 2 回目接種）又は追加接種（3回目接種）を終えている者が 1 人 1 回接種可能。

- 接種間隔
前回の接種から3月以上空ければ接種可能。

- 回章発出日
令和5年3月8日発出。

（了）

令和5年度の新型コロナワクチン接種に係る駐日パレスチナ常駐総代表部向け回章
(概要)

【本文】

○2023年5月8日より、新型コロナウイルスの感染症の感染症法上の位置づけが変更となる(「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へ)予定である。2023年5月8日以降の医療提供体制や医療費負担の変更の概要については、後日、別途回章にて通知するが、ワクチン接種については、当該変更にかかわらず、令和5年度末(2024年3月31日)まで、自己負担なしで接種が実施され、これには従来どおり駐日パレスチナ常駐総代表部も対象に含まれる。

○以下、令和5年3月7日に厚生労働省によって発表された、令和5年5月以降の新型コロナワクチン接種の概要は以下のとおり(厚生労働省作成和文資料を別添。同資料の英文はなし)。

○接種期間は令和5年春開始接種(春接種)(令和5年5月8日～8月末ごろ予定)及び令和5年秋開始接種(秋接種)(令和5年9月以降)の2期に分けられる。開始/終了の具体的期日を含む詳細は追って厚生労働省から公表される。

○春接種(12歳以上の者)

接種対象者は、初回接種(1・2回目接種)を終了した以下の者。

- ・高齢者(65歳以上)
- ・基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者(64歳以下)
- ・重症化リスクの高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者等

○春接種(5歳から11歳の子供)

春接種の対象者は、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者である。ただし、これに該当しない者であっても、令和5年3月8日付外務省発駐日パレスチナ常駐総代表部宛回章にて通知した5歳から11歳を接種対象者に含める接種(オミクロン株対応型ワクチンによる令和4年秋開始接種)が未実施のものについては、春接種期間中も、引き続き1回の接種が可能である。

○秋接種

接種対象者は、初回接種(1・2回目接種)を終了した5歳以上の全ての者。

○生後6か月～4歳の子供

従来型ワクチンによる初回接種(1～3回目接種)が可能。

○なお、年度の切替りに際し、令和5年3月31日をもって、従来型のファイザー社ワクチンによる追加接種(3回目接種及び4回目接種)は終了する。今後、従来型ワクチンによる追加接種を希望する場合は、オミクロン株対応型ワクチンの代わりに、武田社ワクチン(ノババックス)を接種することとなる(5月7日まで)。